

エ 省エネルギー型の都市構造の構築

- ・ 土地利用の規制等により、コンパクトな市街地に誘導することで、エネルギー利用の効率性の向上を図ります。

〈環境指標〉

項 目	現 状 (H13)	将 来 (H22)
温室効果ガス排出量	1990年度比で9.3%増 (H11)	1990年度比で3%削減
温暖化防止実行計画の 策定市町村	4市町村	全市町村
従業員30人以上の製造事業 場における環境自主行動計画 の策定割合	20%	50%
太陽光発電導入量	1,609kW	33,000kW

(2) 森林資源の保全と利用

- ・ 本県の総面積の75%を占める森林の適切な保全や植林・保育・間伐等の森林整備の着実な推進を図り、森林による二酸化炭素の吸収源対策を推進します。
- ・ 森林整備を確保するための支援体制や具体的な整備手法等について検討を進めるとともに、県民参加による森林づくりを推進します。
- ・ 炭素の長期にわたる貯蔵および化石燃料の使用量抑制のため、再生可能な資源である間伐材等木材および木質資源の公共施設や公共工事での積極的な利用を推進します。
- ・ 「近くの木で家をつくる運動」の展開等を通じて、住宅等での木材（県産材）の利用拡大を促進します。
- ・ 森林生態系に配慮した多様な森林施業などの知識・技術を有した若い労働者をはじめとする森林整備を担う人材の確保・育成を図ります。



森林整備

〈環境指標〉

項 目	現 状 (H13)	将 来 (H22)
森林の整備（育成林）※1	117.3千ha	121.6千ha
木材の利用量	253千m ³	370千m ³
間伐材利用量	12,092m ³	20,000m ³
森林整備を担う人材	660人	800人

※1 育成林：全部または部分的な伐採、植栽、保育、間伐などの人為により成立させ維持される森林をいい、我が国においては、京都議定書で認められている追加的人為的活動（森林経営等）が実施された森林による二酸化炭素吸収量の確保が削減目標達成には不可欠であり、特に育成林の整備・保全が重要となっている。

(3) フロンの回収・破壊の推進

- ・ フロン回収破壊法に基づき、フロンの回収・破壊が適正に行われるよう、回収を担う登録業者等に対する監視・指導を徹底します。
- ・ オゾン層やフロン回収等に関する情報を県民に提供するとともに、回収・破壊費用の負担について周知・徹底します。

(4) 酸性雨の監視

- ・ 国が実施する酸性雨対策調査へ参画するほか、県内の酸性雨の実態を継続的に実施します。
- ・ 自然的・人為的要因が見られない夜叉ヶ池において、酸性雨による湖水への影響や土壌の緩衝能力に関する調査を実施します。

(5) 国際環境協力の推進

- ・ 環境保全や国際環境協力に関する情報を整備・発信するとともに、これらの情報の提供等を通して県民・事業者の国際環境協力を促進します。
- ・ 開発途上国などの環境問題の解決に貢献するため、環境分野における研修生の受け入れを推進します。